

介護保険の要介護・要支援認定を受けている方、 介護予防・生活支援サービス事業対象の方へ 新しい介護保険負担割合証をお送りします

介護保険サービス等を利用するときの利用者負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を7月12日(水)に発送します。8月1日(火)以降のサービスの利用には、新しい介護保険負担割合証をご使用ください(福祉用具購入費・住宅改修費は領収書が8月のものから新しい負担割合を適用)。有効期限は30年7月31日(火)です。

介護保険負担割合証は、介護保険サービス等の利用時に介護保険被保険者証と併せて提示する必要があります。大切に保管してください。

【問合せ】▶介護保険の要介護・要支援認定を受けている方…負担割合証については介護保険課資格係☎(5273)4597、介護給付については介護保険課給付係☎(5273)4176、▶介護予防・生活支援サービス事業対象の方…地域包括ケア推進課介護予防係☎(5273)4568へ(いずれも本庁舎2階)。

◆利用者負担割合◆

29年度の住民税課税状況等の基準により判定します。下記の①②に該当しない方は、2割負担です。

★1割負担

- ①第2号被保険者(40歳～64歳)
- ②第1号被保険者(65歳以上)で次の(1)～(5)のいずれかに該当する方
 - ▶(1)生活保護を受給している
 - ▶(2)住民税が非課税
 - ▶(3)本人の合計所得金額が160万円未満

▶(4)本人の合計所得金額が160万円以上であるが、同一世帯の第1号被保険者が本人のみで、年金収入額とその他の合計所得金額の合計が280万円未満

▶(5)本人の合計所得金額が160万円以上であるが、同一世帯の第1号被保険者が2人以上で、それぞれの年金収入額とその他の合計所得金額の合計が346万円未満

利用者負担の上限額を超えた金額を払い戻します

1か月間に利用した介護保険サービスと介護予防・生活支援サービスの世帯の利用者負担額の合計が高額になった場合は、申請により利用者負担上限額(下表)を超えた金額を払い戻します。該当する方には申請書をお送りしています。

※下表の適用期間は、8月1日(火)～30年7月31日(火)のサービス利用分です。
※「福祉用具購入費・住宅改修費」「要介護等状態区分の支給限度額を超えた額」「介護保険サービス以外の自己負担額」「施設サービス利用時の居住費・食費等の自己負担額」は払い戻しの対象にはなりません。

【申請・問合せ】介護保険課給付係(本庁舎2階)☎(5273)4176へ。

利用者負担上限額(月額)

所得段階		利用者負担上限額
住民税課税世帯	世帯内の65歳以上の課税所得金額が145万円以上で世帯年収が520万円以上(単身世帯は383万円)の方	44,400円(世帯)
	世帯内の65歳以上の課税所得金額が145万円未満で世帯年収が520万円未満(単身世帯は383万円)の方	44,400円★(世帯)
世帯全員が住民税非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	24,600円(世帯)
	80万円以下の方	24,600円(世帯)
老齢福祉年金受給者の方		15,000円(個人)
生活保護を受給している方等		15,000円(個人・世帯)

★8月1日以降のサービス利用分から上限額が引き上げられます(7月31日(月)以前の上限額は37,200円)。同じ世帯の全ての65歳以上の利用者負担割合が1割の場合、8月～翌年7月の利用者負担額の合計について年額の上限額446,400円(37,200円×12か月)が設定されます(32年7月利用分までの時限措置)。

新宿区シルバー人材センター

8月・9月の教室

センターの会員が講師です。見学もできます。

(1) パソコン教室

【日時・内容等】右表のとおり。午前クラスは午前9時30分～午後0時20分、午後クラスは午後1時～3時50分

【対象】区内在住・在勤でABはパソコン未経験の方、C～Eは文字入力ができる方、F～Hはキーボード・マウスの操作ができる方、各教室各クラス8名

【費用】Aは無料、Bは3,500円、C～Hは4,500円(B～Hは2日分でテキスト代を含む)

(2) 書道教室

【日時】8月7日・28日、9月11日・25

日、10月2日・23日、11月6日・27日の月曜日、▶午前クラス…午前10時～12時、▶午後クラス…午後1時30分～3時30分、各全8回

【対象】区内在住・在勤の方、各クラス30名
【コース・主な内容】▶初級…筆の運び方等の基礎、はがきの書き方、▶中級…変体かなの書き方、▶上級…慶弔句、季節の用語、▶研究科…漢字・かな(古典・古筆)

【費用】8,000円(8回分)

(3) 手編み教室

【日時】①8月2日～11月22日の水曜日(月4回)、▶午前クラス…午前10時～12時、▶午後クラス…午後1時30分～3時30分

〒160-0022新宿7-3-29
新宿ここから広場しごと棟
☎(3209)3181・☎(3209)4288

②8月5日～11月25日の土曜日(月2回)、▶午前クラス…午前10時～12時

※1回のみ参加も可
【対象】区内在住・在勤の方、各クラス20名。初心者から資格取得希望者まで。

【費用】1回1,000円(糸糸代別) ……<以下共通>…

【申込み】▶(1)はがきかファックスに4面記入例のほか教室名(A～Hの別)・日程(①②の別。A～C・Fは午前・午後クラスの別も)を記入し、7月20日(必着)までに同センターへ。応募者多数の場合は抽選。▶(2)(3)は7月7日(金)から電話で同センターへ。先着順。

区政に関する「意見を お聴きします」

区民の声を聴く

区民の声を聴く会は、3人の委員が区政に関するご意見を第三者的な立場から公正・中立に処理する機関です。プライバシーの保護には特に配慮してあります。安心してご相談ください。

【問合せ】区民の声を聴く会 ☎160-8484 歌舞伎町1-5-11、第1分庁舎2階 ☎(5273)3508へ。

【申し立てができる方】個人・法人・その他の団体で、区の機関の業務の執行等に関する事項や職員の行為に利害関係のある方

【申し立ての方法】苦情申立書を同委員会へ郵送または直接、お持ちください。申立書は同委員会に備えてあるほか、新宿区ホームページから取り出せます。

※一定期間を経過している事項などは、申し立てができない場合があります。

【受付日時】月～金曜日(祝日等を除く)午前9時～12時・午後1時～5時

苦情申立書による申し立て	8件	
調査結果通知を送付	苦情申し立ての趣旨に沿ったもの	2件
	行政への要望があったもの	3件
	行政に不備がなかったもの	2件
調査等継続中のもの	1件	
電話・来所による苦情・相談等	20件	
区民の声を聴く会の所管外・その他のもの	2件	
計	30件	

★28年度の苦情申し立て・相談等の受付状況
受け付け件数は30件でした(左表)。苦情申立書による申し立ては「児童手当の現況届に添付するいわゆるマイナンバー付き住民票の取扱いとその案内について」等8件でした。
※運営状況報告書は、同委員会・区政情報課(本庁舎3階)・区政情報センター(本庁舎1階)・区立図書館で閲覧できるほか、新宿区ホームページでご覧いただけます。

9月30日 まで

暑さが厳しいときは まちなか避暑地のご利用を

高齢者が暑い時期を無理なく過ごせるよう、区内のシニア活動館・地域交流館・清風園の20か所を「まちなか避暑地」として利用できます。涼しい場所をみんなで共有することは、熱中症の予防だけでなく、地域との交流にもつながります。日中を快適に過ごすための涼み場として、お気軽にご利用ください。

※実施期間中は施設の利用証をお持ちでない方も利用できます。

【利用できる施設】下表のとおり

【利用期間】9月30日(出)まで。土・日曜日、祝日も利用できます(清風園は第3火曜日休園)。

【利用時間】▶シニア活動館・地域交流館…午前9時～午後6時、▶清風園…午前9時30分～午後6時

【問合せ】地域包括ケア推進課高齢いきがい係(本庁舎2階)☎(5273)4567へ。

施設名(所在地)	電話・FAX
高田馬場シニア活動館(高田馬場3-39-29)	☎(3362)4560 ☎(3368)8169
信濃町シニア活動館(信濃町20)	☎(5369)6737 ☎(5369)6738
戸山シニア活動館(戸山2-27-2)	☎(3204)2422 ☎(3204)2421
西新宿シニア活動館(西新宿4-8-35)	☎(3377)9380 ☎(3377)9231
早稲田南町地域交流館(早稲田南町50)	☎☎(3208)2552
西早稲田地域交流館(西早稲田1-22-2)	☎(5286)8311 ☎(5286)8314
新宿地域交流館(新宿5-3-13)	☎☎(3341)8955
山吹町地域交流館(山吹町342)	☎☎(3269)6189
上落合地域交流館(上落合2-28-8)	☎(3360)1414 ☎(3360)1477
北新宿地域交流館(北新宿2-3-7)	☎(3369)5856 ☎(3369)5877

施設名(所在地)	電話・FAX
下落合地域交流館(下落合3-12-33)	☎☎(3951)0023
百人町地域交流館(百人町2-18-21)	☎(3368)8156 ☎(3368)8157
東五軒町地域交流館(東五軒町5-24)	☎(3269)6895 ☎(3269)6357
中町地域交流館(中町25)	☎(6265)0608 ☎(3267)3325
本塩町地域交流館(本塩町8)	☎(3350)1456 ☎(3350)1457
北山伏地域交流館(北山伏町2-17)	☎☎(3269)7197
中落合地域交流館(中落合2-7-24)	☎(3952)7163 ☎(3565)2530
北新宿第二地域交流館(北新宿3-20-2)	☎(5348)6751 ☎(3369)0081
高田馬場地域交流館(高田馬場1-4-17)	☎☎(3200)5816
清風園(中落合1-7-26)	☎(3951)0086 ☎(5982)9808



この「のぼり」が目印です